

特定非営利活動法人 わだち 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わだちという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に在住する障がい者等の自立した地域生活を支援する事業を行うとともに、将来にわたる安心と権利擁護を図るための成年後見制度の利用支援、法人後見の引き受け、並びにこれらに関する事業を行い、障害者等の福祉の増進と地域社会の健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 障害児通所支援事業
- (3) 移動支援事業
- (4) 第二種社会福祉事業を除く地域生活支援事業
- (5) 一般相談支援事業
- (6) 特定相談支援事業
- (7) 障害児相談支援事業
- (8) 成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人等の引受ならびにこれらに関する事業
(法人後見事業)
- (9) 障がい児・者、高齢者の生活に関する相談助言と見守り事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	光武 茂
副理事長	仲 奈緒美
理事	赤澤 恵
監事	宮北 英尚

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

個人	(1)	入会金	0 円
	(2)	年会費	3,000 円
団体	(1)	入会金	0 円
	(2)	年会費	5,000 円

賛助会員

個人	(1)	入会金	0 円
	(2)	年会費	1,000 円
団体	(1)	入会金	0 円
	(2)	年会費	3,000 円

(様式例)

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人わだち

1. 基本方針

既存の障害福祉サービスだけでなく新たに相談支援事業の拡充を行い、幅広く地域のニーズに対応できる安定した法人の運営に取り組む。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込 (単位：万円)
(1) 障害福祉 サービス事業	生活介護事業	通年	生活介護 事業所わだち	障がい者	7344
	農業		わだちファーム		700
	居宅介護・重度訪問介護 事業		特定非営利活動法人 わだち(居宅・重度訪 問介護)		1416
(2) 障害児 通所支援事業	放課後等デイサービス 事業	通年	児童デイサービス わだち	障がい児	3133
(3) 移動支援事業	移動支援事業	通年	特定非営利活動法人 わだち(居宅・重度 訪問介護)	障がい 児・者	24
(4) 第二種社会福祉 事業を除く地域 生活支援事業	(※今年度の活動無し)				0
(5) 一般 相談支援事業	一般相談支援事業	通年	特定非営利活動法人 わだち(相談支援)	障がい者	30
(6) 特定 相談支援事業	特定相談支援事業	通年	特定非営利活動法人 わだち(相談支援)	障がい 児・者	30
(7) 障害児 相談支援事業	児童相談支援事業	通年	特定非営利活動法人 わだち(相談支援)	障がい児	30

(8) 成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人等の引受ならびにこれらに関する事業 (法人後見事業)	法人後見事業	通年	特定非営利活動法人 わだち (相談支援)	障がい者	5
(9) 障がい児・者、高齢者の生活に関する相談助言と見守り事業	(※今年度の活動無し)				0

3. その他の事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)					

4. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：理事長 光武 茂、 事務局スタッフ：事務職員 須賀 理咲子

(様式例)

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人わだち

1. 基本方針

相談支援事業の運営を安定した軌道に乗せ、ご家族や地域の事業所の架け橋となれるよう相談支援全般の活動を行う。続いて新たに開始を予定している法人後見事業においても人材の確保育成や計画の組立・整備を行い、本格的に活動を開始していく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込 (単位：万円)
(1) 障害福祉 サービス事業	生活介護事業	通年	生活介護 事業所わだち	障がい者	7344
	農業		わだちファーム		700
	居宅介護・重度訪問介護 事業		特定非営利活動法 人わだち(居宅・重 度訪問介護)		1416
(2) 障害児 通所支援事業	放課後等デイサービス 事業	通年	児童デイサービス わだち	障がい児	3133
(3) 移動支援事業	移動支援事業	通年	特定非営利活動法人 わだち(居宅・重度 訪問介護)	障がい 児・者	24
(4) 第二種社会福祉 事業を除く地域 生活支援事業	(※今年度の活動無し)				0
(5) 一般 相談支援事業	一般相談支援事業	通年	特定非営利活動法人 わだち(相談支援)	障がい者	120
(6) 特定 相談支援事業	特定相談支援事業	通年	特定非営利活動法人 わだち(相談支援)	障がい 児・者	120
(7) 障害児 相談支援事業	児童相談支援事業	通年	特定非営利活動法人 わだち(相談支援)	障がい児	120

(8) 成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人等の引受ならびにこれらに関する事業 (法人後見事業)	法人後見事業	通年	特定非営利活動法人 わだち (相談支援)	障がい者	60
(9) 障がい児・者、高齢者の生活に関する相談助言と見守り事業	(※今年度の活動無し)				0

3. その他の事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)					

4. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：理事長 光武 茂、事務局スタッフ：事務職員 須賀 理咲子

令和8年度 特定非営利活動に係る会計収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 わだち

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費収入			
正会員の会費収入	33,000		
賛助会員会費収入	12,000	45,000	
2 事業収入			
(1)介護・移動支援サービス事業収入	14,400,000		
(2)児童デイサービス事業収入	31,330,000		
(3)生活介護事業収入	73,440,000		
(4)農業収入	7,000,000		
(5)一般相談支援事業	300,000		
(6)特定相談支援事業	300,000		
(7)児童相談支援事業	300,000		
(8)法人後見事業	50,000		
		127,120,000	0
3 寄付金収入			
寄付金	0	0	
4 補助金・助成金収入			
助成金	0	0	
経常収入合計			127,165,000
II 支出の部			
1 事業費			
(1)介護・移動支援サービス事業	7,840,000		
(2)児童デイサービス事業	23,804,000		
(3)生活介護事業	37,480,000		
(4)農業	13,370,000		
(5)一般相談支援事業	180,000		
(6)特定相談支援事業	180,000		
(7)児童相談支援事業	180,000		
(8)法人後見事業	30,000		
		83,064,000	
2 管理費			
役員報酬	5,400,000		
給料手当	3,800,000		
法定福利費	1,300,000		
福利厚生費	500,000		
事務用品費	150,000		
通信費	80,000		
消耗品費	250,000		
支払手数料	100,000		
賃借料	121,200		
旅費交通費	350,000		
水道光熱費	250,000		
研修費	2,000,000		
支払報酬料	1,980,000		
地代家賃	1,284,000		
保険料	1,300,000		
新聞図書費	50,000		
広告宣伝費	300,000		
諸会費	150,000		
租税公課	100,000		
会議費	10,000		
交際費	250,000	19,725,200	
長期借入金返済	9,000,000	28,725,200	
経常支出合計			111,789,200
経常収支差額			15,375,800
III 当期収支差額			15,375,800
前期繰越収支差額			-5,383,198
次期繰越収支差額			9,992,602

令和9年度 特定非営利活動に係る会計収支予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 わだち

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費収入			
正会員の会費収入	33,000		
賛助会員会費収入	12,000	45,000	
2 事業収入			
(1)介護・移動支援サービス事業収入	14,400,000		
(2)児童デイサービス事業収入	31,330,000		
(3)生活介護事業収入	73,440,000		
(4)農業収入	7,000,000		
(5)一般相談支援事業	1,200,000		
(6)特定相談支援事業	1,200,000		
(7)児童相談支援事業	1,200,000		
(8)法人後見事業	600,000		
		130,370,000	0
3 寄付金収入			
寄付金	0	0	
4 補助金・助成金収入			
助成金	0	0	
経常収入合計			130,415,000
II 支出の部			
1 事業費			
(1)介護・移動支援サービス事業	7,840,000		
(2)児童デイサービス事業	23,804,000		
(3)生活介護事業	37,480,000		
(4)農業	13,370,000		
(5)一般相談支援事業	300,000		
(6)特定相談支援事業	300,000		
(7)児童相談支援事業	300,000		
(8)法人後見事業	50,000		
		83,444,000	
2 管理費			
役員報酬	5,400,000		
給料手当	3,800,000		
法定福利費	1,300,000		
福利厚生費	500,000		
事務用品費	150,000		
通信費	80,000		
消耗品費	250,000		
支払手数料	100,000		
賃借料	121,200		
旅費交通費	350,000		
水道光熱費	250,000		
研修費	2,000,000		
支払報酬料	1,980,000		
地代家賃	1,284,000		
保険料	1,300,000		
新聞図書費	50,000		
広告宣伝費	300,000		
諸会費	150,000		
租税公課	100,000		
会議費	10,000		
交際費	250,000	19,725,200	
長期借入金返済	9,000,000	28,725,200	
経常支出合計			112,169,200
経常収支差額			18,245,800
III 当期収支差額			18,245,800
前期繰越収支差額			9,992,602
次期繰越収支差額			28,238,402